

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年8月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第54号

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則（昭和62年大和市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条」を「第5条」に改める。

第6条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、支給認定子ども（法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する者に限る。第13条において同じ。）が、認定こども園若しくは保育所における保育又は地域型保育の利用を希望しないときは、施行規則第2条第1項に規定する申請書は、子どものための教育・保育給付支給認定申請書とする。

第13条第1項中「（法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する者に限る。）」を削り、同条第2項中「場合において、」の次に「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項の規定に基づき」を加え、同条第3項中「場合において、」の次に「児童福祉法第24条第3項の規定に基づき」を加える。

第16条を次のように改める。

（支給認定の取消し）

第16条 第6条第1項各号又は第2項に規定する申請を行い、認定を受けた支給認定保護者が、次の各号のいずれかに該当するときは、子どものための教育・保育給付支給認定取消届を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第24条第1項第1号の規定に該当するとき。
- (2) 法第24条第1項第2号の規定に該当するとき。
- (3) 支給認定の有効期間内に、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。
- (4) 支給認定の有効期間内に、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。
- (5) その他市長が必要と認めるとき。

- 2 前項の規定による届出があったときは、市長は支給認定を取り消すものとする。
- 3 保育所における保育を利用する支給認定子ども（以下「入所児童」という。）の保護者が、前項の規定により支給認定を取り消されたときは、当該入所児童は退所したものとする。

第18条第1項を次のように改める。

条例別表第1（1）の表備考第2項（同表（2）の表備考第3項の規定において準用される場合を含む。）の所得割の額及び均等割の額は、次に定める方法により計算するものとする。

- (1) 施行規則第20条に掲げる規定により控除されるべき金額がある場合は、同条を適用しないで計算するものとする。
- (2) 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第4号、令第6条第1項第4号、令第7条第1項第4号、令第11条第1項第4号及び令第13条第1項第4号の所得割が課されないこととなる者に該当する場合は、所得割は非課税とみなす。
- (3) 令第4条第2項第7号、令第9条第1項第7号、令第12条第1項第7号及び令第13条第2項第7号の市町村民税が課されないこととなる者に該当する場合は、市町村民税は非課税とみなす。
- (4) 施行規則第22条の2（施行規則第24条、第26条の2又は第28条の規定により準用される場合を含む。）に該当する場合は、当該規定により算定するものとする。

第18条第2項中「備考第3項」を「備考第4項」に改め、同条第3項中「備考第4項」を「備考第5項」に、「子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号（以下「令」という。））」を「令」に改め、同条第4項中「備考第4項」を「備考第5項」に、「備考第7項」を「備考第8項」に改め、同条第5項中「備考第6項」を「備考第7項」に改め、同条第6項中「備考第9項」を「備考第8項」に改める。

第20条第4項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

別表第11号様式の項中「保育所退所届」を「子どものための教育・保育給付支給認定取消届」に改める。

附 則

この規則は、平成30年9月1日から施行する。